

出席停止について

お子さんは、下記の感染症に罹患したため、学校保健安全法第19条及び胎内市小中学校管理運営に関する規則第12条の2により出席を停止いたします。医師の登校許可があるまで学校を休ませてください。

なお、登校する際には、別紙の登校許可証明書を学校へ提出してください。この期間は、欠席とみなしません。学校で出席停止する主な病気は次のとおりです。

感染症		出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条による)
第2種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	4 風しん	発しんが消失するまで
	5 水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	6 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	7 麻しん(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	8 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	9 流行性角結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 感染性胃腸炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第種	10 その他 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種感染症にあつては、治癒するまで ・その他第2種及び第3種感染症にあつては、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで